

学校法人鶴学園公益通報等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、学校法人鶴学園（以下「学園」という。）及び学園が設置する各学校（以下「学校」という。）における公益通報及び相談（以下「通報」という。）の処理体制並びに通報者及び相談者（以下「通報者等」という。）の保護の取扱いに関して、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則に定める「公益通報」とは、通報者等が、学園及び学校の業務に関して組織的又は個人的な不正行為等が発生若しくは発生のおそれがある旨を、この規則に定める受付窓口へ通報することをいう。

(通報者及び通報の方法)

第3条 この規則に定める通報者等の対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学園又は学校の教職員（役員及び労働者派遣契約その他の契約に基づき、学園又は学校の業務に従事する者を含む。）
- (2) 学園又は学校が委託した業務に従事している者
- (3) 在学生（研究生、科目等履修生及び聴講生等を含む。）

2 通報の方法は、電話、電子メール、書面及び面会とする。

3 通報は、原則として、次に掲げる各号の内容を明らかにしなければならない。

- (1) 通報者等の氏名及び所属
- (2) 不正行為等を行ったとされる者の氏名及び所属
- (3) 不正行為等の態様及び事案の内容
- (4) 不正とする合理的理由

(受付窓口)

第4条 不正行為等の通報にかかる受付窓口を、経営管理部（経営管理部長。以下「経営管理部」という。）に置く。ただし、当該通報の内容が経営管理部に関係する場合の受付窓口は、法人局長とする。

2 受付窓口は、通報を受付けるに際し、面会による場合は個室にて実施し、電話、電子メール及び書面による場合は、その内容を他の者が見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で対応しなければならない。

(通報等の対応)

第5条 受付窓口は、通報を受けた場合、速やかに法人局長及び関係する学校の長に報告する。

2 通報の報告を受けた法人局長又は学校の長（以下「会計単位の長」という。）は、当該通報の内容に最も関連の深い業務を所掌する部室等の長に、事実関係の確認（以下「事実確認」という。）を命ずるものとする。

(事実確認)

第6条 前条第2項に定める事実確認は、書類調査、実地調査、聞き取り調査その他適切な方法により行うものとする。

2 調査対象者及び対象部室等は、前項に定める各調査の実施にかかる協力を求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。

3 会計単位の長は、事実確認を行う場合、必要に応じて、当該会計単位の長が指名する者をもって構成する調査会を設置することができる。

4 会計単位の長は、事実確認を行うにあたり、高度な専門性を要すると判断した場合、総長と協議のうえ、外部の意見を求めることができる。

5 調査会は、事実確認の指示を受けた日から起算して 30 日以内に調査結果を当該会計単位の長に報告する。

(遵守事項)

第7条 事実確認を命ぜられた者、調査会構成員及び経営管理部等は、その職務の遂行にあたって、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 教職員等及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。
- (2) 調査対象者及び対象部室の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。
- (3) 常に公平不偏の態度を保持し、すべて事実に基づいた調査を実施すること。
- (4) 職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏洩しないこと。

2 前項に定める者は、その職を離れた場合であっても、前項各号に定める事項を遵守しなければならない。

3 経営管理部は、自らが関係する通報の処理に関与してはならない。

(報告)

第8条 会計単位の長は、事実確認終了後、その結果を総長を経て理事長に報告しなければならない。

(通報者等の保護)

第9条 理事長は、通報者等が公益通報をしたことを理由として、不利益な取扱いを被ることがないよう適宜確認し、通報者等の保護に必要な措置を講じさせ、通報者等の職場環境又は修学環境の保全に努めなければならない。

(是正措置等)

第10条 理事長は、不正行為等に該当する事実があると判断した場合、速やかに是正措置及び再発防止策を講じるものとする。

(懲戒処分等)

第11条 理事長は、会計単位の長からの報告に基づき、不正行為等に該当する事実があると判断した場合、当該行為に関与した教職員等に対し、就業規則等に定める懲戒措置を講じるものとする。

(不正を目的とする通報)

第12条 通報者等は、虚偽又は他人を誹謗中傷する通報その他不正な目的の通報等を行ってはならない。

2 理事長は、前項の通報を行った者に対し、就業規則等に定める懲戒措置を講じるものとする。

(通知)

第13条 法人局長は、通報を行った者に対し、通報の受領、当該通報対象事実の有無及び不正行為等に対する是正措置等について、速やかに通知しなければならない。

(事後確認)

第14条 法人局長は、是正措置等を実施後、次の事項について確認しなければならない。

- (1) 不正行為等の再発がないこと。
- (2) 是正措置及び再発防止策が機能していること。
- (3) 通報者等に対して不利益な取扱いがないこと。

(公益通報に該当しない通報に対する準用)

第15条 第3条第1項に定める通報者等以外の者からの通報については、この規則に準じて取扱うものとする。

(改廃)

第16条 この規則の改廃は、理事会において決定する。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、通報の処理体制並びに通報者等の保護の取扱いに関して必要な事項は、法人局長が総長と協議のうえ、別に定める。

(事務)

第18条 この規則に関する事務は、経営管理部が担当する。

附 則

この規程は、平成 19 年 10 月 29 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 2 月 22 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。